

放射線管理等に関する報告の訂正について

平成 20 年 11 月 28 日

概要	<p>原子炉等規制法第67条1項(※1)および実用発電用炉規則第24条1項(※2)の規定にもとづき原子力安全・保安院へ報告している「放射線管理等報告書」について、記載に誤記を確認しました。</p> <p>誤記は、平成19年度下期の放射線管理等報告書において、5号機の熱出力最大値を、「3,924,000kW」と記載するところを「3,294,000kW」と記載していました。</p> <p>このため、本日(11月28日)、同院に対して訂正した報告書を提出するとともに、原因と再発防止対策を報告しましたのでお知らせします。</p>
原因	<p>発電設備の計算機情報から、報告書記録様式に転記する際に記載を誤りました。また、記録審査の過程で、記載誤りをチェックできませんでした。</p>
再発防止対策	<p>転記した記録の確認手順をチェックリスト化し、確認を確実に行うようにしました。</p>
お知らせ基準	<p>「表2-19 設備の設置、改造、検査等に係わる、法令等に基づく官庁への報告書等において、記載内容又はその手続きに不備が確認され修正等を実施した場合」に該当します。</p>

※1 原子炉等規制法とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 実用発電用炉規則とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」といい、原子炉等規制法のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関して定められた規則です。

以上